

令和5年3月13日

事業者、関係団体の皆様へ

愛媛県経済労働部長

事業所で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の 対応について

日頃より、本県における新型コロナウイルス感染症対策について、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本日3月13日以降、マスクの着用について個人の判断が基本となることに伴い、事業所において陽性者が確認された場合の対応については、別添のとおりとなりますので、適切に対応していただきますとともに、関係団体におかれては、HP等に掲載するなど、傘下の事業者の皆様への周知も併せてお願いいたします。

【別添資料】

- 1 事業所で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の対応について
- 2 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ

※R4年6月29日付けで送付した「知人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について」については廃止します。